

令和7年分の年末調整、令和8年分以後の給与の源泉徴収事務における留意点等をまとめた情報が掲載されています

4月25日、**国税庁**は、「**令和7年度税制改正による所得税の基礎控除の見直し等について**」のページを開設し、令和7年分の年末調整、令和8年分以後の給与の源泉徴収事務における留意点等に関する情報を掲載しました。

次の情報が掲載されています。

- 改正の概要
- 令和7年分の年末調整における留意事項
- 令和8年分以後の給与の源泉徴収事務における留意事項
- パンフレット「令和7年度税制改正による所得税の基礎控除の見直し等について」
- 各種様式（変更を予定している年末調整関係書類（事前の情報提供））
- よくある質問（FAQ）（令和7年5月末頃掲載予定）

パンフレットは、次のような構成となっています。

1. 改正の概要

- (1) 基礎控除の見直し
- (2) 給与所得控除の見直し
- (3) 特定親族特別控除の創設
- (4) 扶養親族等の所得要件の改正

2. 令和7年分の年末調整における留意事項

- (1) 扶養控除等（異動）申告書の受理と内容の確認
- (2) 特定親族特別控除申告書の受理と内容の確認
- (3) 基礎控除申告書の受理と内容の確認
- (4) 配偶者控除等申告書の受理と内容の確認
- (5) 年末調整の計算をする上での留意事項

3. 令和8年分以後の給与の源泉徴収事務における留意事項

- (1) 扶養控除等申告書の記載事項の変更
- (2) 扶養親族等の数の算定方法の変更
- (3) 源泉徴収税額表の改正

4. 公的年金等の源泉徴収事務における留意事項

- (1) 令和7年分の源泉徴収事務
- (2) 令和8年分以後の源泉徴収事務

変更を予定している年末調整関係書類（事前の情報提供）としては次のものが掲載されており、各様式は令和7年6月末頃に掲載予定とされています。

・ **令和7年分給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 給与所得者の特定親族特別控除申告書 兼 所得金額調整控除申告書**

- ・ **令和8年分給与所得者の扶養控除等（異動）申告書**
- ・ **令和8年分公的年金等の受給者の扶養親族等申告書**
- ・ **令和8年分従たる給与についての扶養控除等（異動）申告書**
- ・ **令和8年分給与所得に対する源泉徴収簿**

なお、給与所得控除の改正に伴い、令和7年分以後の「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」および令和8年分以後の「源泉徴収税額表」が改正されました。

令和7年12月に年末調整の計算をする際には、改正後の「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」を使用することとなりますが、改正後の「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」は、令和7年8月末頃に掲載する「令和7年分年末調整のしかた」に掲載予定とされています。

また、「令和8年分 源泉徴収税額表」についても令和7年8月末頃に掲載予定とされています。

詳細は、下記リンク先にてご確認ください。

- 税制改正 基礎控除 年末調整 給与所得控除 特定親族特別控除

令和7年度税制改正による所得税の基礎控除の見直し等について

<https://www.nta.go.jp/users/gensen/2025kiso/index.htm>